

○茅野市湿田対策事業農業用湧水処理施設設置費補助金交付要綱

令和5年3月29日

告示第97号

改正 令和6年2月28日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の農地に農業用の湧水処理施設（以下「湧水処理施設」という。）を設置した者に対し、補助金を交付することについて、予算の範囲内において茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象農地)

第2条 補助対象となる農地（以下「対象農地」という。）は、茅野市内にあり、今後も継続的に耕作を行う農地とする。

2 前項の規定にかかわらず、この告示に基づく補助金又は同様の補助金の交付を受けたことがある農地は、補助対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、対象農地に湧水処理施設を設置する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象農地を所有する者又は対象農地を耕作している者であること。
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）滞納者及び市税未申告者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、湧水処理施設の設置に要した経費（材料費、労務費等を含む。以下同じ。）とし、次の各号に掲げる区分ごとに定める工事費を補助対象経費とする。

- (1) 法人又は個人の事業者（以下「業者」という。）による設置にあつては、業者から提出された見積金額を工事費とする。ただし、実際の支払金額が見積金額より安い場合は、実際の支払金額とする。
- (2) 自ら設置する場合にあつては、湧水処理施設の設置に要した工事費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象農地1箇所につき湧水処理施設1m当り3,000円を補助単価とし、湧水処理施設を設置した延長（以下「申請延長」という。）に補助単価を乗じて得た額とする。ただし、300,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請延長に補助単価を乗じて得た額と補助対象経費を比較し、安価な額を補助金の額とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、同一の補助対象者について当該年度において1回限りとする。この場合において、生計を一にする者その他実質的に同一の経営とみなされるものは、その全てをもって同一の補助対象者とみなす。

5 交付金が予算に達した場合は、交付金の残額までとし、それ以降の申請の受付は終了

する。

（補助金交付の条件）

第6条 補助対象者は、湧水処理施設を設置した対象農地について、補助金交付年度の翌年度から3年間は耕作しなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湿田対策事業農業用湧水処理施設設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 湧水処理施設の配置予定図
- (3) 写真（耕作が明らかに不利である状況がわかる写真）
- (4) 湧水処理施設設置に係る見積書等の写し（内訳のわかるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金等交付指令書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（変更等の申請）

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の申請内容について変更し、又は中止するときは、湿田対策事業農業用湧水処理施設設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）に、同条に掲げる添付書類のうち、変更があるものを添えて市長に提出するものとする。

（変更承認の通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査し、必要に応じて現地調査を実施し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定者に対し補助金等変更交付決定指令書（様式第4号）により交付決定者に通知する。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金等交付指令書により通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに湿田対策事業農業用湧水処理施設設置費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 湧水処理施設の配置図（実際に行ったもの）
- (3) 写真（設置状況、完了写真）
- (4) 湧水処理施設設置に係る領収書等の写し（内訳のわかるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定に基づき実績報告書を提出し、補助金の交付を受けようとするときは、湿田対策事業農業用湧水処理施設設置費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。提出期限は実績報告書と同様とする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により交付決定者から補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取り消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、交付決定者に対し湿田対策事業農業用湧水処理施設設置費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知する。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- （3） その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（関係書類の保管）

第16条 交付決定者は、当該補助金に係る書類その他の記録を、当該補助事業終了の翌年度から3年間、整備及び保管をしなければならない。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に着手した湧水処理施設の設置に要する工事から適用する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に支給決定を受けた者における第14条から第16条までの規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月28日告示第76号）

この告示は、公布の日から施行し、令和6年度の補助金の申請分から適用する。